

世田谷区公報

目次

条 例

- 世田谷区支所の設置及び組織に関する条例の一部を改正する条例 (49)…………… 3
- 世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例 (50)…………… 3
- 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例 (51)…………… 3
- 世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例 (52)…………… 3
- 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例 (53)…………… 3
- 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例 (54)…………… 3
- 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 (55)…………… 3
- 世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例 (56)…………… 4
- 世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例 (57)…………… 4
- 世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例 (58)…………… 5
- 世田谷区住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例 (59)…………… 5
- 世田谷区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例 (60) …… 5
- 世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例 (61)…………… 5
- 世田谷区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例 (62)…………… 5
- 世田谷区立児童館条例の一部を改正する条例 (63)…………… 5
- 世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例 (64)…………… 5
- 世田谷区立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例 (65)…………… 5
- 世田谷区立保育園条例の一部を改正する条例 (66)…………… 5
- 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例 (67)…………… 5
- 世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例 (68)…………… 6
- 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (69)…………… 6

規 則

- 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (54)…………… 7
- 世田谷区立区民会館条例施行規則の一部を改正する規則 (55)…………… 7
- 世田谷区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則 (56)…………… 7

- 世田谷区住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則を廃止する規則 (57)…………… 7
- 世田谷区証明書自動交付機カードの交付等に関する規則を廃止する規則 (58)…………… 7
- 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則 (59) …… 7
- 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則 (60)…………… 8
- 世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (61)…………… 11
- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則 (62)…………… 11
- 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則 (63)…………… 11
- 世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (64)…………… 11
- 世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則 (65)…………… 11
- 世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則 (66)…………… 11

訓 令 甲

- 世田谷区職員分限懲戒審査委員会規程の一部改正 (17)…………… 11
- 世田谷区総合支所処務規程の一部改正 (18)…………… 12
- 世田谷区事案決定手続規程の一部改正 (19)…………… 12
- 世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正 (20)…………… 12
- 世田谷区出張所処務規程の一部改正 (21)…………… 12

告 示

- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示 (466)…………… 12
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (467)…………… 12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (468)…………… 12
- 地方自治法に基づく予算の公表 (469)…………… 12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (470)…………… 12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (471)…………… 13
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (472)…………… 13
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (473)…………… 13
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (474)…………… 13
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (475)…………… 13
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (476)…………… 13
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (477)…………… 13
- 道路法に基づく特別区道路線の区

- 域変更及び供用開始の告示 (478)…………… 13
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (479)…………… 13
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (480)…………… 14
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (481)…………… 14
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (482)…………… 14
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (483)…………… 14
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (484)…………… 14
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (485)…………… 14
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (486)…………… 14
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (487) …… 14
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (488)…………… 14
- 地方自治法及び世田谷区財政状況の公表に関する条例に基づく財政状況の公表 (489)…………… 14
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (490)…………… 15
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (491)…………… 16
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (492)…………… 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (493)…………… 16
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (494)…………… 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (495)…………… 16
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (496)…………… 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (497)…………… 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (498)…………… 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (499)…………… 16
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (500)…………… 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (501)…………… 17
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (502) …… 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (503)…………… 17
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (504)…………… 17
- 世田谷区公契約の労働報酬下限額を定める告示 (505)…………… 17

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (506).....18	域変更及び供用開始の告示 (534).....21	○世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則 (23)26
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (507).....18	○世田谷区住居表示に関する条例に基づく街区の区域及び街区符号変更の告示 (535).....21	○世田谷区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する規則 (24)27
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (508).....18	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (536).....21	訓 令 甲 (教)
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (509).....18	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (537).....21	○世田谷区幼稚園教職員分限懲戒審査委員会規程の一部改正 (5)28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (510).....18	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (538).....21	告 示 (選)
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (511).....18	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の変更の告示 (539).....21	○公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した者のうら、同条第4号の規定に該当するものの告示 (53)28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (512).....18	○住民基本台帳法に基づく住民票の記載の取消し及び住民票の写しの無効の告示 (540).....21	○地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和元年12月2日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示 (54)28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (513).....18	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (541).....21	○公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の告示 (55)28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (514).....18	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (542).....21	告 示 (農)
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (515).....18	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (543).....21	○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (12).....28
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (516).....19	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (544).....22	
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (517).....19	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (545).....22	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (518).....19	公 告	
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (519).....19	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (44)22	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (520).....19	○建築基準法に基づく公聴会開催の公告 (45)22	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (521).....19	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (46)22	
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (522).....19	○建築基準法に基づく一団地の区域等の認定の公告 (47)22	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (523).....19	○土地収用法に基づく裁決の申請があった旨の通知の公告 (48)22	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (524).....19	○建築基準法に基づく建築協定認可の公告 (49)22	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (525).....20	○世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例に基づく世田谷区立保健医療福祉総合プラザの指定管理者の指定の告示 (50)23	
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (526)20	○世田谷区立区民会館条例に基づく世田谷区立玉川区民会館の指定管理者の指定の告示 (51)23	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (527).....20	○建築基準法に基づく一団地の区域等の認定の公告 (52)23	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (528).....20	規 則 (教)	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (529).....20	○世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則 (18)23	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (530).....20	○世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則の一部を改正する規則 (19)24	
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (531).....20	○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 (20)24	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (532).....20	○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (21)24	
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (533).....20	○幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則 (22)24	
○道路法に基づく特別区道路線の区		

条 例

次に掲げる条例を公布する。
令和元年12月9日
世田谷区長 保 坂 展 人

- 世田谷区条例第49号**
世田谷区支所の設置及び組織に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第50号**
世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第51号**
世田谷区手数料条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第52号**
世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第53号**
職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第54号**
職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第55号**
災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第56号**
世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第57号**
世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第58号**
世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第59号**

世田谷区住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例
世田谷区条例第60号
 世田谷区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第61号
 世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第62号
 世田谷区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第63号
 世田谷区立児童館条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第64号
 世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第65号
 世田谷区立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第66号
 世田谷区立保育園条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第67号
 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第68号
 世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第69号
 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区支所の設置及び組織に関する条例の一部を改正する条例
 世田谷区支所の設置及び組織に関する条例(平成2年11月世田谷区条例第46号)の一部を次のように改正する。
 別表世田谷区玉川総合支所の項中「東京都世田谷区等々力二丁目28番5号」を「東京都世田谷区等々力三丁目4番1号」に改める。
 附 則
 この条例は、規則で定める日から施行する。

世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例
 世田谷区立地区会館条例(昭和54年9月世田谷区条例第47号)の一部を次のように改正する。
 別表第1の3の部世田谷区立二子玉川区民集会所の項を削る。
 別表第3の3の部世田谷区立二子玉川区民集会所の項を削る。
 附 則
 この条例は、規則で定める日から施行する。

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例
 世田谷区手数料条例(平成12年3月世田谷区条例第3号)の一部を次のように改正する。
 第3条第2項中「ただし、世田谷区住民

基本台帳カードの利用に関する条例(平成16年9月世田谷区条例第40号)第2条第2号に規定する証明書自動交付機による証明書等の交付の場合は250円、を削り、「200円」を「、200円」に改める。
 附 則
 この条例は、令和元年12月29日から施行する。

世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例
 世田谷区立駐車場条例(平成15年3月世田谷区条例第6号)の一部を次のように改正する。
 第1条中「の規定に基づく」を「第2条第2号に規定する」に改める。
 第9条第4号中「規定する休日」の次に「(総合支所区民課が業務を行う土曜日を除く。)」を加え、同条第5号中「又は」の次に「玉川総合支所若しくは」を加える。
 別表第1世田谷区立世田谷区役所駐車場の項の次に次のように加える。

世田谷区立玉川総合支所駐車場	東京都世田谷区等々力三丁目4番1号
----------------	-------------------

別表第1の2世田谷区立世田谷区役所駐車場の項の次に次のように加える。

世田谷区立玉川総合支所駐車場	午前8時から午後11時まで
----------------	---------------

別表第2世田谷区立世田谷区役所駐車場の項の次に次のように加える。

世田谷区立玉川総合支所駐車場	普通自動車	全長 5.30メートル以下
	小型自動車	全幅 1.95メートル以下
	軽自動車	高さ 2.00メートル以下

別表第3世田谷区立世田谷区役所駐車場の項の次に次のように加える。

世田谷区立玉川総合支所駐車場	入場から退場までの時間10分までごと	100円
----------------	--------------------	------

附 則
 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条の改正規定及び第9条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例
 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和36年10月世田谷区条例第15号)の一部を次のように改正する。
 第2条各号列記以外の部分中「世田谷区教育委員会」の次に「。以下同じ。」を加え、同条に次のただし書を加える。
 ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第1項第1号に掲げる会計年度任用職員にあっては、次に掲げるもののうち任命権者が別に定めるもののいずれかに該当する場合において、

あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。
 附 則
 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年10月世田谷区条例第39号)の一部を次のように改正する。
 第1条中「行ない、または」を「行い、又は」に改める。
 第2条各号列記以外の部分中「行ない」を「行い」に改め、同条第1号中「行なう」を「行う」に改め、同条第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。
 (4) 勤務時間条例第18条第2項に規定する規則で定めるところにより年次有給休暇を与えられている場合
 第2条に次の1項を加える。
 2 前項第5号の規定は、非常勤職員(法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)には適用しない。
 附 則
 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
 災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年10月世田谷区条例第43号)の一部を次のように改正する。
 目次中「第19条」を「第20条」に、「第5章 雑則(第20条)」を「第5章 世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会(第21条)(第22条)」に改める。

第3条中「及び次章」を「、次章及び第21条」に改める。
 第16条中「又は精神」を「精神」に改め、「認められるとき」の次に「又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたとき」を加え、同条ただし書中「保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができる」と認められる場合」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同条に次の各号を加える。
 (1) 借受人が、第20条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 (2) 借受人の保証人が、その災害援護資金の償還未済額を償還することができる」と認められるとき。
 第19条第1項に次のただし書を加える。
 ただし、借受人が次条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。
 第20条を第22条とする。
 第5章を第6章とする。

世田谷区公報

第4章の次に次の1章を加える。
 第5章 世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会
 （世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会の設置）
 第21条 災害弔慰金又は災害障害見舞金（以下「災害弔慰金等」という。）の支給に当たり、専門の見地から災害との因果関係等を審査するため、区長の附属機関として、世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
 2 委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 (1) 災害弔慰金等の支給に係る事実の審査に関すること。
 (2) 前号に掲げるもののほか、災害弔慰金等の支給に関すること。
 3 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。
 (1) 弁護士
 (2) 医師
 (3) 学識経験者
 (4) 前3号に掲げる者のほか、区長が特に必要と認める者
 4 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
 第4章中第19条の次に次の1条を加える。（報告等）
 第20条 区長は、この条例の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資

金の償還未済額の一部若しくは全部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、借受人又はその保証人の収入又は資産の状況について、借受人若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。
 附 則
 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、令和元年8月1日以後に生じた災害（災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第1条に規定する災害をいう。）により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給、負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給及び被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。
 世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例
 世田谷区出張所設置条例（昭和40年3月世田谷区条例第2号）の一部を次のように改正する。
 別表第2 世田谷区奥沢まちづくりセンターの項中「東京都世田谷区奥沢三丁目5番7号」を「東京都世田谷区奥沢三丁目15番7号」に改め、同表世田谷区等々力まちづくりセンターの項中「東京都世田谷区等々力二丁目28番5号」を「東京都世田谷区等々力三丁目4番1号」に改め、同表世田谷区成城まちづくりセンターの項中「東京都世田谷区成城六丁目2番1号」を「東京都世田谷区成城六丁目3番10号」に改める。
 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。
 世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例
 第1条 世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条例第48号）の一部を次のように改正する。
 第12条第1項各号列記以外の部分中「世田谷区立世田谷区民会館別館」を「世田谷区立世田谷区民会館、世田谷区立世田谷区民会館別館」に、「世田谷区立玉川区民会館別館」を「(集会室A及び集会室Bに限る。)、世田谷区立玉川区民会館別館」に改める。
 第20条第1項中「世田谷区立世田谷区民会館、世田谷区立北沢区民会館」を「世田谷区立北沢区民会館」に、「及び世田谷区立砧区民会館」を「世田谷区立玉川区民会館及び世田谷区立砧区民会館」に、「世田谷区立世田谷区民会館等」を「世田谷区立北沢区民会館等」に、「世田谷区立砧区民会館の」を「世田谷区立玉川区民会館の集会室A、集会室B及び喫茶コーナー並びに世田谷区立砧区民会館の」に改め、同条第2項中「世田谷区立世田谷区民会館等」を「世田谷区立北沢区民会館等」に改め、同条第4項中「世田谷区立砧区民会館」を「世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナー及び世田谷区立砧区民会館」に改める。
 別表第2 世田谷区立玉川区民会館の項中「集会室」の次に「、喫茶コーナー」を加える。
 別表第3 世田谷区立世田谷区民会館別館の部の前に次のように加える。

世田谷区立世田谷区民会館	ホール	55,000円	65,950円	82,650円	99,070円	137,660円	165,160円			220,320円	264,240円		
	集会室	15,180円	18,210円	22,830円	27,320円	38,010円	45,540円			60,850円	72,860円		

別表第3 世田谷区立玉川区民会館の部中ホール、第1集会室の項、第2集会室の項、第3集会室の項、第4集会室の項及び第5集会室の項を削る。
 別表第4の2 世田谷区立世田谷区民会館の部を削り、同表世田谷区立北沢区民会館の部の次に次のように加える。

世田谷区立玉川区民会館	ホール	30,700円	36,840円	46,200円	55,440円	76,800円	92,160円	123,000円	147,600円
	第1集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円	12,870円	15,300円
	第2集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円	12,870円	15,300円
	第3集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円	12,870円	15,300円
	第4集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円	12,870円	15,300円
	第5集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円	12,870円	15,300円

第2条 世田谷区立区民会館条例の一部を次のように改正する。
 第12条第1項各号列記以外の部分中「、世田谷区立玉川区民会館（集会室A及び集会室Bに限る。）」を削る。
 第20条第1項中「集会室A、集会室B及び喫茶コーナー並びに」を「喫茶コーナー及び」に改める。
 別表第1 世田谷区立玉川区民会館の項中「東京都世田谷区玉川一丁目20番21号及び等々力三丁目4番1号」を「東京都世田谷区等々力三丁目4番1号」に改める。
 別表第3 世田谷区立玉川区民会館の部を削る。
 附 則
 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 (1) 第1条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第3項及び第4項の規定 令和2年4月1日
 (2) 第1条中世田谷区立区民会館条例第12条第1項各号列記以外の部分の改正規定（「、世田谷区立玉川区民会館別館」を「(集会室A及び集会室Bに限る。)、世田谷区立玉川区民会館別館」に改める部分に限る。）、第20条第1項の改正規定（「及び世田谷区立砧区民会館」を「、世田谷区立玉川区民会館及び世田谷区立砧区民会館」に改める部分及び「世田谷区立砧区民会館の」を「世田谷区立玉川区民会館の集会室A、集会室B及び喫茶コーナー並びに

世田谷区立砧区民会館の」に改める部分に限る。)、同条第4項の改正規定、別表第2世田谷区立玉川区民会館の項の改正規定、別表第3世田谷区立玉川区民会館の部中ホール、第1集会室の項、第2集会室の項、第3集会室の項、第4集会室の項及び第5集会室の項を削る改正規定並びに別表第4の2世田谷区立北沢区民会館の部の次に次のように加える改正規定並びに附則第5項及び第6項の規定 令和2年7月1日

(3) 第2条の規定 規則で定める日

2 前項第2号の規定にかかわらず、世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナーの公用開始の日は、区長が別に定める。

3 第1条の規定による改正前の世田谷区立区民会館条例(以下「改正前の条例」という。)第8条第3項の規定により読み替えて適用される第9条第1項の規定に基づき指定管理者(改正前の条例第6条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)がした世田谷区立世田谷区民会館の使用の承認(令和2年4月1日以後の使用に係るものに限る。)は、改正前の条例第9条第1項の規定に基づき区長がした使用の承認とみなす。

4 改正前の条例第20条第1項の規定に基づき納付された世田谷区立世田谷区民会館の使用に係る利用料金(同項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)(令和2年4月1日以後の使用に係るものに限る。)は、第1条の規定による改正後の世田谷区立区民会館条例(以下「改正後の条例」という。)第12条第1項の規定に基づき納付された使用料とみなす。

5 改正前の条例第9条第1項の規定に基づき区長がした世田谷区立玉川区民会館(集会室A及び集会室Bを除く。次項において同じ。)の使用の承認(令和2年7月1日以後の使用に係るものに限る。)は、改正前の条例第8条第3項の規定により読み替えて適用される第9条第1項の規定に基づき指定管理者がした使用の承認とみなす。

6 改正前の条例第12条第1項の規定に基づき納付された世田谷区立玉川区民会館の使用に係る使用料(令和2年7月1日以後の使用に係るものに限る。)は、改正後の条例第20条第1項の規定に基づき納付された利用料金とみなす。

世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例

世田谷区印鑑条例(昭和50年3月世田谷区条例第6号)の一部を次のように改正する。

第19条の2の見出し中「証明書自動交付機等」を「多機能端末機」に改め、同条中「証明書自動交付機(世田谷区住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成16年9月世田谷区条例第40号)第2条第2号に規定する証明書自動交付機をいう。)又は」を削る。

附則

この条例は、令和元年12月29日から施行

する。

世田谷区住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

世田谷区住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成16年9月世田谷区条例第40号)は、廃止する。

附則

この条例は、令和元年12月29日から施行する。

世田谷区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例

世田谷区の福祉に関する事務所設置条例(昭和40年3月世田谷区条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表玉川地域の項中「東京都世田谷区玉川一丁目20番21号」を「東京都世田谷区等々力三丁目4番1号」に改める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区立保健福祉センター条例(平成8年12月世田谷区条例第49号)の一部を次のように改正する。

第2条の表世田谷区立玉川保健福祉センターの項中「等々力四丁目19番18号」を「等々力三丁目4番1号」に改める。

第2条 世田谷区立保健福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第2条の表世田谷区立玉川保健福祉センターの項中「玉川一丁目20番21号及び」を削る。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

世田谷区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

世田谷区心身障害者福祉手当条例(昭和49年10月世田谷区条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表3の項障害又は疾病の程度の欄第1号中「児童福祉法施行細則(昭和41年東京都規則第169号)第6条第2項」を「世田谷区児童福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月世田谷区規則第33号)第1条の2第2項」に改める。

附則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に児童福祉法施行細則(昭和41年東京都規則第169号)第6条第2項の小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者は、世田谷区児童福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月世田谷区規則第33号)第1条の2第2項の小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者とみなす。

世田谷区立児童館条例の一部を改正する条例

世田谷区立児童館条例(昭和38年11月世

田谷区条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第35条」を「第59条の4第1項の規定により適用される法第35条第2項」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例

世田谷区学童クラブ条例(平成24年12月世田谷区条例第74号)の一部を次のように改正する。

別表池之上小新BOP学童クラブの項中「東京都世田谷区代沢二丁目42番9号」を「東京都世田谷区北沢四丁目32番20号」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

世田谷区立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例

世田谷区立母子生活支援施設条例(昭和40年3月世田谷区条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第35条第3項」を「第59条の4第1項の規定により適用される法第35条第2項」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

世田谷区立保育園条例の一部を改正する条例

世田谷区立保育園条例(昭和27年8月世田谷区条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第35条」を「第59条の4第1項の規定により適用される法第35条第2項」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例(平成19年3月世田谷区条例第28号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「段差」を「段」に改め、同条第3項中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改める。

第10条第2項第2号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項第3号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号ロを同号イとする。

第12条中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める。

第13条第1項第1号イ中「ロ」を「イ」に、「かご」を「籠」に改め、同号イを同号アとし、同号ロを同号イとし、同項第2

号中イをアとし、ロをイとし、同号ハ中「いす」を「椅子」に改め、同号ハを同号ウとし、同項第3号中イをアとし、同号ロ中「勾配」を「勾配」に改め、同号ロを同号イとし、同号中ハをウとし、ニをエとし、同号ホ中「車いす」を「車椅子」に改め、同号ホを同号オとし、同項第4号中「かご及び昇降路」を「籠及び昇降路」に改め、同号イ中「かご」を「籠」に改め、同号イを同号アとし、同号ロ中「かご」を「籠」に改め、同号ロを同号イとし、同項第5号中イをアとし、同号ロ中(イ)を(ア)とし、同号ロ(ロ)中「勾配」を「勾配」に改め、同号ロ(ロ)を同号ロ(イ)とし、同号ロ中(イ)を(イ)とし、(ロ)を(ロ)とし、同号ロ(ロ)中「車いす」を「車椅子」に改め、同号ロ(ロ)を同号ロ(ロ)とし、同号ロを同号イとし、同号ハ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号ハを同号ウとする。

第14条第2項第2号中イをアとし、同号ロ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ウとし、同項第3号中イをアとし、同号ロ中「車いす」を「車椅子」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号ハを同号ウとし、同項第4号中イをアとし、同号ロ中「勾配」を「勾配」に改め、同号ロを同号イとし、同号中ハをウとし、ニをエとし、同号ホ中「車いす」を「車椅子」に改め、同号ホを同号オとし、同項第5号イ中「かご」を「籠」に、「車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設」に改め、同号イを同号アとし、同号ロ中「かご」を「籠」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハ中「かご」を「籠」に改め、同号ハただし書中「車いす」を「車椅子」に改め、同号ハを同号ウとし、同号ニただし書中「車いす」を「車椅子」に改め、同号ニを同号エとし、同号ホ中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号ホを同号オとし、同号ヘ中「かご」を「籠」に改め、同号ヘを同号カとし、同号ト中「かご」を「籠」に改め、同号トを同号キとし、同号チ中「かご」を「籠」に改め、同号チを同号クとし、同項第7号中イをアとし、同号ロ中「車いす」を「車椅子」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号ハを同号ウとし、同号ニ中(イ)を(イ)とし、同号ニ(ロ)中「勾配」を「勾配」に改め、同号ニ(ロ)を同号ニ(イ)とし、同号ニ(イ)中「勾配」を「勾配」に改め、同号ニ(イ)を同号ニ(ロ)とし、同号ニ(ロ)を同号ニ(イ)とし、同号ニ(ロ)中「車いす」を「車椅子」に改め、同号ニ(ロ)を同号ニ(ロ)とし、同号ニを同号エとし、同号ホ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号ホを同号オとし、同条第3項中「前項第7号イからホまで」を「前項第7号アからオまで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(ホテル又は旅館)
第14条の2 ホテル又は旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第

4号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。以下この条及び次条において同じ。）においては、道等及び車椅子使用者用駐車施設から車椅子使用者用客室以外の各客室（以下この条及び次条において「一般客室」という。）までの経路のうち1以上を、階段又は段を設けない経路（以下この条において「宿泊者特定経路」という。）にしなければならない。ただし、前条第2項第4号に規定する傾斜路、同項第5号に規定するエレベーター又は同項第6号に規定する昇降機を併設する場合は、この限りでない。

- 2 ホテル又は旅館の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室部分については、この限りでない。
 - (1) 一般客室の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (2) 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、70センチメートル以上とすること。
 - (3) 一般客室内（同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）には、階段又は段を設けないこと。ただし、次のアからウまでに掲げる場合に並び、当該アからウまでに定める部分を除く。
 - ア 同一客室内に複数の階がある場合当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分
 - イ 勾配が12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分
 - ウ 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分

3 前項第2号の規定にかかわらず、建築主等は、ホテル又は旅館の建築をしようとするときは、一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅を75センチメートル以上とするよう努めなければならない。

4 区長は、一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅が75センチメートル以上となるよう、必要な施策の推進に努めなければならない。

5 宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第1項の規定によることが困難である場合における同項の規定の適用については、同項中「道等」とあるのは、「当該ホテル又は旅館の車寄せ」とする。

6 宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路若しくはその一部又は第13条第2項に規定する経路若しくはその一部となる場合にあっては、当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部については、第1項及び前項の規定は適用しない。

第15条各号列記以外の部分中「以下」を「第1号において」に、「、第7条から前条まで」を「第7条から第14条までの規定、前条第1項に規定するホテル又は旅館にあっ

ては第7条から第13条まで及び前条」に改め、同条第2号中「又は共同住宅の各住戸」を「、共同住宅の各住戸又は前条第1項に規定するホテル若しくは旅館の一般客室」に改め、同条第4号中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同条第6号中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、(道等)の次に「又は前条第1項に規定するホテル若しくは旅館の一般客室」を加える。

附則

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の第15条の規定は、施行日以後に着手する増築又は改築（以下「増築等」という。）について適用し、施行日前に着手した増築等については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物（世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例第4条第1項に規定する特別特定建築物をいう。）で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）附則第4条第5号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、この条例による改正後の第15条の規定は適用しない。

世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例

世田谷区立学校設置条例（昭和39年3月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表2の部世田谷区立池之上小学校の項中「代沢二丁目42番9号」を「北沢四丁目32番20号」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年3月世田谷区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1投票管理者の部投票所における投票の場合の項中「20,000円」を「19,000円」に改め、同表備考第2号中「期日前投票所」を「投票所及び期日前投票所」に、「投票箱等」を「投票箱」に改め、同号を同表備考第3号とし、同表備考第1号を同表備考第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- 1 投票管理者の従事時間が投票時間の2分の1の時間である場合の報酬の額は投票所における投票管理者にあっては9,500円、期日前投票所における投票管理者にあっては7,000円とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

次に掲げる規則を公布する。
令和元年12月9日
世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第54号

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第55号

世田谷区立区民会館条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第56号

世田谷区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第57号

世田谷区住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則を廃止する規則

世田谷区規則第58号

世田谷区証明書自動交付機カードの交付等に関する規則を廃止する規則

世田谷区規則第59号

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第60号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立区民会館条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立区民会館条例施行規則(昭和57年3月世田谷区規則第4号)の一部を次に改正する。

第11条中「世田谷区立世田谷区民会館等」を「世田谷区立北沢区民会館等」に、「別表第2の2」を「別表第2の2」に改める。

第15条第2項第4号中「世田谷区立世田谷区民会館、世田谷区立北沢区民会館」を「世田谷区立北沢区民会館」に、「及び」を「、世田谷区立玉川区民会館及び」に改める。

第19条第2項各号列記以外の部分中「世田谷区立世田谷区民会館、世田谷区立北沢区民会館」を「世田谷区立北沢区民会館」に、「及び世田谷区立砧区民会館」を「、世田谷区立玉川区民会館及び世田谷区立砧区民会館」に改め、同項第2号中「世田谷区立世田谷区民会館、世田谷区立北沢区民会館」を「世田谷区立北沢区民会館」に、「及び」を「、世田谷区立玉川区民会館及び」に改める。

別表第1 世田谷区立玉川区民会館の項中「ホール 集会室」を「ホール 集会室 喫茶コーナー」に改める。

附 則
この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日
- (2) 第11条の改正規定(「世田谷区立世田谷区民会館等」を「世田谷区立北沢区民会館等」に改める部分に限る。)、第15条第2項第4号の改正規定(「世田谷区立世田谷区民会館、世田谷区立北沢区民会館」を「世田谷区立北沢区民会館」に改める部分に限る。)、第19条第2項各号列記以外の部分の改正規定(「世田谷区立世田谷区民会館、世田谷区立北沢区民会館」を「世田谷区立北沢区民会館」に改める部分に限る。)
令和2年4月1日
- (3) 別表第1 世田谷区立玉川区民会館の項の改正規定 令和2年7月1日

世田谷区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区印鑑条例施行規則(昭和50年7月世田谷区規則第65号)の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同条第2号中「き損した」を「損傷した」に改める。

第7条中「き損した」を「損傷した」に改める。

第15条の2から第15条の8までを削り、第15条の9を第15条の2とする。

第16条中「第7号様式によるもの」を

「身分証明書(第5号様式)」に改める。
付則第2項を削り、付則第1項の見出し及び項番号を削る。

第1号様式裏面以外の部分を次のように改める。

様式省略

第2号様式裏面中「この「印鑑登録証」の提示がないと、印鑑登録証明書の交付を受けることができません」を「窓口で印鑑登録証明書の交付を受けるときは、この「印鑑登録証」の提示が必要です」に改める。

第5号様式及び第6号様式を削る。
第7号様式中「および」を「及びその」に、「または文書もしくは」を「又は文書若しくは」に改め、同様式を第5号様式とする。

附 則

- 1 この規則は、令和元年12月29日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第2号様式及び第7号様式の規定に基づき作成され、交付されている印鑑登録証及び身分証明書は、それぞれこの規則による改正後の第2号様式及び第5号様式の規定に基づき作成され、交付されている印鑑登録証及び身分証明書とみなす。

世田谷区住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則を廃止する規則

世田谷区住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則(平成16年10月世田谷区規則第76号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和元年12月29日から施行する。

世田谷区証明書自動交付機カードの交付等に関する規則を廃止する規則
世田谷区証明書自動交付機カードの交付等に関する規則(平成16年10月世田谷区規則第78号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和元年12月29日から施行する。

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和23年厚生省令第11号」の次に「。以下「省令」という。」を加え、同条の次に次の5条を加える。

(小児慢性特定疾病医療費の支給認定等) 第1条の2 法第19条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病医療費の支給の認定(以下「医療費支給認定」という。)に係る申請をしようとする法第6条の2第2

項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）の保護者は、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（第1号様式。以下「支給認定申請書」という。）に次に掲げる書類（第2号に掲げる書類については、ヒト成長ホルモン治療を行う場合に限る。）を添えて区長に提出しなければならない。

(1) 小児慢性特定疾病医療意見書
 (2) 小児慢性特定疾病成長ホルモン治療意見書（新規）
 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の申請があった場合は、医療費支給認定に係る審査を行い、医療費支給認定をすることの決定を行ったときは当該決定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者（以下「医療費支給認定保護者」という。）に小児慢性特定疾病医療受給者証（第1号の2様式。以下「医療受給者証」という。）を交付し、医療費支給認定をしないことの決定を行ったときは小児慢性特定疾病医療費非認定通知書によりその旨を当該決定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に通知しなければならない。

3 省令第7条第3項の規定により小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとする医療費支給認定保護者は、小児慢性特定疾病医療費支給申請書兼口座振替依頼書を区長に提出しなければならない。

4 区長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは小児慢性特定疾病医療費支給決定通知書を送付するとともに医療費支給認定保護者の指定する口座に振り込む方法により支払いを行い、適当でないとき小児慢性特定疾病医療費不支給決定通知書を送付しなければならない。

5 省令第7条の9第3項又は第7条の27の規定による変更の申請をしようとする医療費支給認定保護者は、小児慢性特定疾病医療費支給変更申請書（以下「支給変更申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

6 医療受給者証の再交付の申請をしようとする医療費支給認定保護者は、小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

7 区長は、支給変更申請書を受理した場合、又は再交付申請書を受理した場合で医療受給者証の記載事項に変更があったときは、医療受給者証の再交付を行うまでの間、小児慢性特定疾病医療費助成対象者証明書（以下「対象者証明書」という。）を医療費支給認定保護者に交付しなければならない。

8 医療費支給認定保護者は、医療受給者証の再交付を受けた場合には、対象者証明書を直ちに区長に返還しなければならない。この場合において、当該再交付が医療受給者証を失ったことによるものであって、その後医療費支給認定保護者が当該医療受給者証を発見したときは、医療費支給認定保護者は省令第7条の23第

4項の規定により、速やかに、これを区長に返還しなければならない。

9 医療受給者証の有効期限を満了し、更に継続して医療費の支給を受けようとする医療費支給認定保護者は、当該有効期限の満了日までに、小児慢性特定疾病医療費支給認定更新申請書に第1項第1号及び第3号に掲げる書類並びに小児慢性特定疾病成長ホルモン治療意見書（継続）（ヒト成長ホルモン治療を行う場合に限る。）を添えて区長に提出しなければならない。

10 区長は、法第19条の6第1項の規定による医療費支給認定の取消しを行ったときは、小児慢性特定疾病医療費支給認定取消決定通知書により、その旨を医療費支給認定保護者に通知しなければならない。この場合において、当該取消しの通知を受けた医療費支給認定保護者は、速やかに、医療受給者証を区長に返還しなければならない。

11 医療費支給認定保護者は、医療受給者証の有効期限が過ぎたときは、速やかに、当該医療受給者証を区長に返還しなければならない。（小児慢性特定疾病の重症患者認定等）

第1条の3 小児慢性特定疾病児童等のうち、児童福祉法施行令第22条第1項第2号ロに規定する療養負担過重患者の認定を受けようとする者の保護者は、法第19条の3第1項に規定する指定医（以下「小児慢性特定疾病指定医」という。）による小児慢性特定疾病重症患者認定申告書に必要書類を添えて区長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請に係る認定については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「小児慢性特定疾病非認定通知書」とあるのは、「小児慢性特定疾病重症患者非認定通知書」と読み替えるものとする。（小児慢性特定疾病の人工呼吸器等装着者認定等）

第1条の4 小児慢性特定疾病児童等のうち、児童福祉法施行令第22条第1項第6号に規定する特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるものの認定を受けようとする者の保護者は、小児慢性特定疾病指定医による人工呼吸器等装着者証明書に必要書類を添えて区長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請に係る認定については、第1条の2第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「小児慢性特定疾病非認定通知書」とあるのは、「小児慢性特定疾病人工呼吸器等装着者非認定通知書」と読み替えるものとする。（小児慢性特定疾病指定医の指定申請等）

第1条の5 省令第7条の11第1項に規定する申請を行おうとする医師は、小児慢性特定疾病指定医指定申請書兼経歴書を区長に提出しなければならない。

2 区長は、小児慢性特定疾病指定医を指定したときは、小児慢性特定疾病指定医指定書を当該小児慢性特定疾病指定医に交付しなければならない。

3 省令第7条の12の規定による更新を受けようとする小児慢性特定疾病指定医は、小児慢性特定疾病指定医指定書を区長に提出するものとする。

4 省令第7条の14の規定による変更の届出を行おうとする小児慢性特定疾病指定医は、小児慢性特定疾病指定医変更届を区長に提出しなければならない。

5 省令第7条の15の規定による辞退の届出を行おうとする小児慢性特定疾病指定医は、小児慢性特定疾病指定医辞退届を区長に提出しなければならない。（指定小児慢性特定疾病医療機関の指定申請等）

第1条の6 省令第7条の29第1項から第3項までに規定する申請を行おうとする医療機関は、指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書を区長に提出しなければならない。

2 区長は、法第6条の2第2項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関（以下「指定医療機関」という。）を指定したときは、指定小児慢性特定疾病医療機関指定書を当該指定医療機関に交付しなければならない。

3 区長は、法第19条の10第1項の規定により指定医療機関から更新の申請があったときは、指定小児慢性特定疾病医療機関更新指定書を当該指定医療機関に交付するものとする。

4 法第19条の14の規定による変更の届出を行おうとする指定医療機関は、指定小児慢性特定疾病医療機関変更届を区長に提出しなければならない。

5 法第19条の15の規定による辞退の届出を行おうとする指定医療機関は、指定小児慢性特定疾病医療機関辞退届を区長に提出しなければならない。

6 省令第7条の36の規定による休止等の届出を行おうとする指定医療機関は、指定小児慢性特定疾病医療機関休止等届を区長に提出しなければならない。第2条中「（第1号様式）」を「（第1号の2の2様式）」に改める。第2条の2第1項中「（第1号の2様式）」を「（第1号の2の3様式）」に改める。第8条の9中「児童福祉法施行規則第36条の36第3項又は第4項」を「省令第36条の36第3項又は第4項」に改める。第1号の2様式を第1号の2の3様式とし、第1号様式を第1号の2の2様式とし、同様式の前に次の2様式を加える。様式省略

附則
 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

世田谷区ユニバーサルデザイン推進
 条例施行規則の一部を改正する規則
 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例
 施行規則（平成19年4月世田谷区規則第55号）の一部を次のように改正する。
 第11条第6項第2号中「又は集合住宅の各住戸」を「、集合住宅の各住戸又はホテル若しくは旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律

第122号) 第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。別表第3の15の項において同じ。)であって、その用途に供する部分の床面積が1,000平方メートルを超えるものにおける車椅子使用者用客室(車椅子使用者(車椅子を利用している者をいう。以下同じ。))が円滑に利用できる客室をいう。以下同じ。)以外の各客室(以下「一般客室」という。))に改め、同項第4号中「車いす使用者用便房(車いす使用者(車いすを利用している者をいう。以下同じ。))を「車椅子使用者用便房(車椅子使用者)に改め、同項第6号中「車いす使用者用駐車施設「車いす使用者」を「車椅子使用者用駐車施設「車椅子使用者」に改め、「道等)」の次に「又は一般客室」を加える。

別表第2の17の項第1号中「車いす使用者が円滑に利用することができる客室(以下「車いす使用者用客室」という。))を「車椅子使用者用客室」に改め、同項第2号中「車いす使用者用客室は」を「車椅子使用者用客室は」に改め、同号ア(イ)中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同号ア(イ)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号ア(ウ)中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同号ア(ウ)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号イ(イ)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号ウ中「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に改め、同号エ

中「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に、「車いすを」を「車椅子を」に改め、同号オ中「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 一般客室(和室部分を除く。)は、次に掲げるものとする。

ア 一般客室の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、75センチメートル以上とすること。

ウ 一般客室内(同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。)には、階段又は段を設けないこと。ただし、次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合に並び、当該(ア)から(ウ)までに定める部分を除く。

(ア) 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分

(イ) 勾配が12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分

(ウ) 浴室等の内側に防水に必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分

別表第3の4の項第3号中「6の項」を「6の項第1号」に改め、同表の5の項第1号及び第2号イ中「こう配」を「勾配」に改め、同号カ中「車いす」を「車椅子」

に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 道等及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの階段又は段を設けない経路(以下「宿泊者特定経路」という。)を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものとする。

ア 勾配が12分の1を超え、又は高さがある部分には、手すりを設けること。

イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

エ 幅は、階段に代わるものにあっては120センチメートル以上、階段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。

オ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。

カ 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

キ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

ク 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

別表第3の6の項を次のように改める。

6 エレベーター及びその乗降ロビー

(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター(次項に規定するものを除く。以下この号において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。

ア 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房(車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。)又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、当該エレベーターを設ける建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあっては、90センチメートル以上とすること。

ウ 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。

エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。

オ 籠の内部及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

カ 籠の内部に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

キ エレベーターの籠及び昇降路の出入口の戸には、籠の中を見通すことができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合又は聴覚障害者へ情報を伝える装置を設ける場合は、この限りでない。

ク 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

ケ 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に限る。)の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、アからウまで及びオからキまでに定めるもののほか、次に掲げるものとする。

(ア) 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。

(イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

コ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーにあつては、アからケまでに定めるもののほか、次に掲げるものとする。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものにおいては、この限りでない。

(ア) 籠の内部に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(イ) 籠の内部及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が円滑に利用することができる位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、次のいずれかの方法により、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

a 文字等の浮き彫り

	<p>b 音による案内 c 点字及びa又はbに類するもの</p> <p>(ウ) 籠の内部又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(2) 宿泊者特定経路を構成するエレベーター(次項に規定するものを除く。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 籠は、各一般客室、車椅子利用者用便房又は車椅子利用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 籠の奥行きは、115センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>オ 籠の内部及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>カ 籠の内部に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>キ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。</p>
--	---

<p>別表第3の7の項第1号中「移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーター」を「移動等円滑化経路又は宿泊者特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(告示第1に規定するものをいう。)」に改め、同号イ中「かご」を「籠」に改め、同号ウ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「かご」を「籠」に改め、同表の15の項第1号中「車いす使用者用客室を1」を「車椅子使用者用客室を客室の総数に100分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)」に改め、同項第2号中「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に改め、同号ア中「車いす使用者用便房」を「車椅子利用者用便房」に改め、同号ア(ア)中「車いす使用者用便房」を「車椅子利用者用便房」に改め、同号ア(ア)中「車いす使用者」を「車椅子利用者」に改め、同号ア(イ)中「車いす使用者用便房」を「車椅子利用者用便房」に改め、同号イ(イ)中「車いす使用者」を「車椅子利用者」に改め、同項に次の1号を加える。</p>	<p>(3) 一般客室は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 宿泊者特定経路を1以上確保すること。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 一般客室(和室部分を除く。ウ及びエにおいて同じ。)の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、70センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 一般客室内(同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。)には、階段又は段を設けないこと。ただし、次の(ウ)から(イ)までに掲げる場合に並び、当該(ウ)から(イ)までに定める部分を除く。</p> <p>(ア) 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分</p>	<p>(イ) 勾配が12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分</p> <p>(ウ) 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分</p> <p>オ その宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特性によりアの規定によることが困難である場合におけるアの規定の適用については、ア中「宿泊者特定経路」とあるのは、「そのホテル又は旅館の車寄せ及び車椅子利用者用駐車施設から一般客室までの階段又は段を設けない経路」とする。</p> <p>カ 宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路若しくはその一部又は1の項第1号アに規定する経路若しくはその一部となる場合にあっては、当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部については、ア及びオの規定は適用しない。</p> <p>別表第9の2の項を次のように改める。</p>
---	---	--

<p>2 移動等円滑化経路</p>	<p>(1) 駅舎等の出入口から、通路、改札口等を経て車両の旅客用乗降口に至る経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に連続して利用することができる経路(以下この表及び次表において「移動等円滑化経路」という。)とすること。</p> <p>(2) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。</p> <p>(3) 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路(以下「乗継ぎ経路」という。)のうち、移動等円滑化経路を、乗降場ごとに1以上確保すること。</p> <p>(4) 主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化経路となる乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。</p> <p>(5) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、第1号の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化経路をそれぞれ1以上確保すること。ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りでない。</p>
-------------------	--

<p>別表第9の14の項ア中「かご」を「籠」に改め、同項イ中「かごの容量」を「籠の容量」に、「以上」を「以上とし、エレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、駅舎等における高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるもの」に改め、同項イ(イ)中「かご」を「籠」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同項エ中「車いす」を</p>	<p>「車椅子」に改め、同項オ中「かご」を「籠」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる世田谷区ユ</p>	<p>ニバーサルデザイン推進条例(平成19年3月世田谷区条例第27号)第14条の規定による届出(以下「条例の規定による届出」という。)に係る同条例第2条第2号に規定する生活環境の整備(以下「生活環境の整備」という。)について適用し、施行日以前に行われた条例の規定による届出に係る生活環境の整備については、</p>
---	---	--

なお従前の例による。

次に掲げる規則を公布する。

令和元年12月27日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第61号

世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区規則第62号

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第63号

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第64号

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区規則第65号

世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第66号

世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則

世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例(令和元年11月世田谷区条例第40号)第2条の規定の施行期日は、令和2年1月20日とする。

世田谷区組織規則の一部を改正する規則
世田谷区組織規則(平成3年3月世田谷区規則第7号)の一部を次のように改正する。

第19条の2の表住民記録・戸籍課の部住民記録担当係長の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。
別表第1の2の部北沢総合支所副支所長の款世田谷区梅丘まちづくりセンターの項中「東京都世田谷区梅丘一丁目2番18号」を「東京都世田谷区梅丘一丁目61番16号」に改める。

附則

この規則のうち、世田谷区組織規則第19条の2の表住民記録・戸籍課の部住民記録担当係長の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第16号までを1号ずつ繰り上げる改正規定は令和元年12月29日から、同規則別表第1の2の部北沢総合支所副支所長の款世田谷区梅丘まちづくりセンターの項の改正規定は令和2年1月20日から施行する。

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区特別区税条例施行規則(昭和40年3月世田谷区規則第15号)の一部を次のように改正する。

第6号様式裏面以外の部分を次のように改める。

様式省略

第6号様式裏面中「資格審査等」を「資格審査」に改める。

第16号様式裏面以外の部分を次のように改める。

様式省略

第16号の2様式裏面以外の部分を次のように改める。

様式省略

附則

- 1 この規則は、令和2年1月1日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第6号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例(令和元年11月世田谷区条例第41号)第2条の規定の施行期日は、令和2年1月20日とする。

世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区保健所長委任規則(昭和50年4月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。

別表5の項各号列記以外の部分中「という。」の次に「、健康増進法施行規則等の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第17号。以下この項において「改正省令」という。)&及び東京都受動喫煙防止条例施行規則(平成31年東京都規則第95号。以下この項において「都規則」という。)」を加え、同項第8号中「第35条の5第2項」を「第29条第2項」に改め、同項第9号中「第25条の7」を「第31条」に改め、同項第10号中「第25条の8第1項」を「第32条第1項」に改め、同項第11号中「第25条の8第2項」を「第32条第2項」に改め、同項第12号中「第25条の8第3項」を「第32条第3項」に改め、同項第14号中「第27条第1項」「法第29条第2項及び第32条第3項」を「第61条第1項」「法第63条第2項及び第66条第3項」に改め、同号を同項第20号とし、同項第13号中「第25条の9第1項」を「第38条第1項」に改め、同号を同項第19号とし、同号の前に次の6号を加える。

- (13) 法第34条第1項の規定による勧告
(14) 法第34条第2項の規定による公表
(15) 法第34条第3項の規定による命令
(16) 法第36条第1項及び第2項の規定による勧告
(17) 法第36条第3項の規定による公表
(18) 法第36条第4項の規定による命令
別表5の項に次の2号を加える。
(21) 改正省令附則第2条第6項の規定による喫煙可能室の設置の届出の受理
(22) 都規則第3条第1項の規定による知事に提出すべき喫煙可能室の設置の届出の受理

附則

- 1 この規則は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、同年1月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の別表5の項第21号及び第22号に掲げる届出の受理については、施行日前においても行うことができる。

世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則

世田谷区会計事務規則(昭和40年3月世田谷区規則第9号)の一部を次のように改正する。

第26条の2第1項中「証明書自動交付機(世田谷区住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成16年9月世田谷区条例第40号)第2条第2号に規定する証明書自動交付機をいう。)及び」を削り、「を含む。」の次に「以下同じ。」を加え、同条第2項中「、金銭登録機により」を削る。

別表北沢総合支所地域振興課、玉川総合支所地域振興課及び烏山総合支所地域振興課調整係長の項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: 1. まちづくりセンター(太子堂まちづくりセンター、経堂まちづくりセンター、北沢まちづくりセンター、等々力まちづくりセンター、用賀まちづくりセンター、二子玉川まちづくりセンター、成城まちづくりセンター及び烏山まちづくりセンターを除く。) 2. 当該まちづくりセンターの業務に係る釣銭の管理

附則

この規則は、令和元年12月29日から施行する。ただし、第26条の2第2項の改正規定及び別表北沢総合支所地域振興課、玉川総合支所地域振興課及び烏山総合支所地域振興課調整係長の項の次に次のように加える改正規定は、令和2年1月6日から施行する。

訓令甲

◎世田谷区訓令甲第17号

Table with 4 columns: 庁、中、一、般; 総、合、支、所; 保、健、所; 出、張、所; 事、業、所

世田谷区職員分限懲戒審査委員会規程(昭和51年4月世田谷区訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

令和元年12月17日

世田谷区長 保坂展人

第3条の見出しを「(組織等)」に改め、同条第1項中「委員長および委員」を「副区長、教育長及び総務部長の職にある者並びに学識経験者1人」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 審査委員会に委員長を置き、世田谷区長の職務代理順序に関する規則(平成11年6月世田谷区規則第80号)に規定する第1順位の副区長の職にある者をもって充てる。

第3条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

第4条第2項中「とき」の次に「又は委員長が欠けたとき」を加え、「委員長のあらかじめ定めた順序により、副区长である」を「あらかじめ委員長の指名する」に改める。

第5条中「区长」を「委員長」に改める。

◎世田谷区訓令甲第18号

庁 中 一 般
総 合 支 所

世田谷区総合支所処務規程(平成11年3月世田谷区訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

令和元年12月27日

世田谷区長 保坂展人

第8条の表区民課の部区民係(烏山総合支所を除く。)の項第4号中「印鑑登録証の暗証番号に係る申請の受理」を削り、同項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第31号までを2号ずつ繰り上げ、同部区民・戸籍担当係長(烏山総合支所に限る。)の項第4号中「印鑑登録証の暗証番号に係る申請の受理」を削り、同項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第45号までを2号ずつ繰り上げる。

別表2の部区民課の款1の項課長決定の欄中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同款3の項課長決定の欄中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同款中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項から25の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和元年12月29日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第19号

庁 中 一 般

世田谷区事案決定手続規程(昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

令和元年12月27日

世田谷区長 保坂展人

別表9の部住民記録・戸籍課の款中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から8の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和元年12月29日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第20号

庁 中 一 般
総 合 支 所
保 健 所
出 張 所
事 業 所

世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程(昭和40年6月世田谷区訓令甲第39号)の一部を次のように改正する。

令和元年12月27日

世田谷区長 保坂展人

別表児童相談所開設準備支援専門員の項

の次に次のように加える。

児童相談所一時保護所開設準備
担当栄養管理嘱託員

月額 180,300円から235,300円
までの額において、区长
が定める額

附 則

この訓令は、令和2年1月1日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第21号

庁 中 一 般
総 合 支 所
出 張 所

世田谷区出張所処務規程(平成3年4月世田谷区訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

令和元年12月27日

世田谷区長 保坂展人

第2条第4号中「印鑑登録証の暗証番号に係る申請の受理」を削り、同条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第31号までを2号ずつ繰り上げる。

第3条ただし書中「第1号から第9号まで」を「第1号から第5号まで」に改め、同条中第1号から第4号までを削り、第5号を第1号とし、第6号から第27号までを4号ずつ繰り上げ、同条第28号中「第23号から前号まで」を「第19号から前号まで」に改め、同号を同条第24号とし、同条中第29号を第25号とし、第30号から第33号までを4号ずつ繰り上げる。

別表2の部一般事務の款1の項所長決定の欄中第14号を削り、第13号を第14号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

7 除票の写しを交付すること。

別表2の部一般事務の款4の項所長決定の欄中第5号を削り、第6号を第5号とし、同款中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項から20の項までを1項ずつ繰り上げ、同表3の部一般事務の款中1の項及び2の項を削り、3の項を1の項とし、4の項から14の項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和元年12月29日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第466号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和元年12月3日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第467号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月5日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
12-G135
- 2 変更の区間
世田谷区上馬二丁目1番35
- 3 変更の区域
延長 0.83メートル
幅員 0.83メートル
面積 0.70平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月5日

◎世田谷区告示第468号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月5日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区岡本一丁目1282番13
- 3 変更の区域
延長 7.43メートル
幅員 0.81メートル
面積 6.08平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月5日

◎世田谷区告示第469号

令和元年12月5日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和元年12月6日

世田谷区長 保坂展人

令和元年度世田谷区一般会計補正予算(第3次)
別添省略

◎世田谷区告示第470号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月9日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区八幡山三丁目202番1の内
- 3 変更の区域
延長 13.71メートル
幅員 0.00メートルから
0.10メートルまで
面積 1.25平方メートル

4 供用開始の期日
令和元年12月9日

◎世田谷区告示第471号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月9日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代沢二丁目62番18の内から62番10の内まで
- 3 変更の区域
延長 16.59メートル
幅員 0.23メートルから
0.24メートルまで
面積 4.03平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月9日

◎世田谷区告示第472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月9日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
元-2
- 2 供用開始の区間
世田谷区柏谷三丁目651番41から651番5まで
- 3 供用開始の区域
延長 14.21メートル
幅員 4.00メートル
面積 58.85平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月9日

◎世田谷区告示第473号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月10日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-1
- 2 供用開始の区間
世田谷区大原一丁目1122番56
- 3 供用開始の区域
延長 6.73メートル
幅員 0.86メートルから
0.87メートルまで
面積 5.85平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月10日

◎世田谷区告示第474号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月10日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-D163-05
- 2 変更の区間
世田谷区奥沢二丁目407番6の内
- 3 変更の区域
延長 10.81メートル
幅員 0.60メートルから
0.62メートルまで
面積 6.64平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月10日

◎世田谷区告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月10日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
32-26
- 2 変更の区間
世田谷区大原一丁目1073番2の内
- 3 変更の区域
延長 8.57メートル
幅員 0.17メートルから
0.27メートルまで
面積 1.95平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月10日

◎世田谷区告示第476号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月10日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区等々力二丁目21番4の内
- 3 変更の区域
延長 21.99メートル
幅員 0.26メートルから
0.28メートルまで
面積 6.02平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月10日

◎世田谷区告示第477号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月10日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区野毛一丁目82番1の内
- 3 変更の区域
延長 19.38メートル
幅員 0.63メートル
面積 12.31平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月10日

◎世田谷区告示第478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月11日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区北沢一丁目465番1の内
(2) 世田谷区北沢一丁目465番1の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 18.47メートル
幅員 0.63メートル
面積 11.73平方メートル
(2) 延長 13.98メートル
幅員 0.69メートルから
0.91メートルまで
面積 11.22平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月11日

◎世田谷区告示第479号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月11日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
23-G052
- 2 変更の区間
世田谷区桜一丁目720番2の内
- 3 変更の区域
延長 15.09メートル
幅員 0.94メートルから
1.02メートルまで
面積 15.11平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月11日

◎世田谷区告示第480号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月11日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区世田谷四丁目957番2の内
- 3 変更の区域
延長 11.37メートル
幅員 0.63メートル
面積 7.21平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月11日

◎世田谷区告示第481号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和元年12月11日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区世田谷四丁目957番2の内
- 3 変更の区域
延長 0.12メートル
幅員 0.63メートル
面積 0.11平方メートル

◎世田谷区告示第482号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月12日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
13-D486-13
- 2 変更の区間
世田谷区野沢二丁目92番21の内
- 3 変更の区域
延長 9.12メートル
幅員 0.58メートルから
0.62メートルまで
面積 5.47平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月12日

◎世田谷区告示第483号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月12日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

この関係図面は、令和元年12月12日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 40-1
(2) 40-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区喜多見八丁目2168番1の内から2168番18の内まで
(2) 世田谷区喜多見八丁目2168番18の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 15.79メートル
幅員 0.17メートル
面積 2.71平方メートル
(2) 延長 15.53メートル
幅員 0.16メートルから
0.20メートルまで
面積 2.98平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月12日

◎世田谷区告示第484号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月12日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区用賀一丁目276番3
- 3 変更の区域
延長 31.33メートル
幅員 0.25メートル
面積 9.07平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月12日

◎世田谷区告示第485号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月12日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-34
- 2 変更の区間
世田谷区松原四丁目1029番13
- 3 変更の区域
延長 6.72メートル
幅員 0.04メートルから
0.07メートルまで
面積 0.39平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月12日

◎世田谷区告示第486号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和元年12月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
イズム銀座
- 2 事業所の所在地
東京都中央区銀座四丁目13番11号松竹倶楽部ビル5F
- 3 事業者の名称
株式会社コンフォートガーデン
- 4 廃止届受理年月日
令和元年11月26日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第487号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和元年12月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
愛の羽・ちとふな
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区経堂四丁目10番12号吉野ビル102号
- 3 事業者の名称
株式会社愛の羽
- 4 廃止届受理年月日
令和元年12月4日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第488号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和元年12月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
言語生活サポートセンター
- 2 事業所の所在地
東京都杉並区荻窪五丁目16番14号カパビル1階
- 3 事業者の名称
株式会社言語生活サポートセンター
- 4 廃止届受理年月日
令和元年12月2日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第489号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項及び世田谷区財政状況の公表に関する条例(昭和39年3月世田谷区条例第8号)の規定により、次のように本区財政状況を公表する。

令和元年12月13日
世田谷区長 保坂展人

1. 一般会計予算執行状況

歳入		歳出	
予算現額	3,357億1,282万円	予算現額	3,357億1,282万円
収入済額	1,366億2,246万円	支出済額	1,236億8,064万円
収入率	40.7%	執行率	36.8%

2. 特別会計予算執行状況

	予算現額	歳入		歳出	
		収入済額	収入率	支出済額	執行率
国民健康保険事業会計	827億9,008万円	308億5,670万円	37.3%	295億3,166万円	35.7%
後期高齢者医療会計	220億359万円	88億8,593万円	40.4%	69億5,332万円	31.6%
介護保険事業会計	741億9,133万円	292億2,536万円	39.4%	265億6,373万円	35.8%
学校給食費会計	29億8,032万円	11億2,600万円	37.8%	9億1,520万円	30.7%

3. 区有財産現在高

土地	250万3820.21㎡
建物	123万1837.48㎡
工作物・立木等	304億3,491万円
有価証券(株券)	4億3,000万円
出資による権利	28億4,296万円
債権	57億5,591万円
基金	1,040億9,916万円

4. 区民の特別区税負担

特別区税(区民税、軽自動車税、たばこ税、入湯税)の予算額を区民1人あたり及び1世帯あたりの負担額に換算すると次のようになります。

年度	1人あたり	1世帯あたり
令和元年度	13万5,337円	25万4,795円
平成30年度	13万3,143円	25万2,152円

※元年9月30日現在の特別区税予算額と10月1日現在の人口、世帯に基づき算出しました。

5. 特別区債現在高の状況

30年度末現在高	647億4,188万円
償還額(元年度上半期に返済した元金)	21億2,527万円
元年度上半期の発行額	0円
元年9月末現在高	626億1,661万円

6. 一時借入金

上半期は、必要としませんでした。

※各表の数値は、項目ごとに1万円未満を四捨五入しているため、合計額等が一致しない場合があります。

◎世田谷区告示第490号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年12月16日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間

世田谷区桜新町二丁目31番7地先
無番から31番6地先無番まで

3 変更の区域

延長 8.75メートル
幅員 2.50メートル
面積 21.91平方メートル

4 供用開始の期日
令和元年12月16日

◎世田谷区告示第491号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。
この関係図面は、令和元年12月16日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年12月16日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
31-G049
- 2 一部を廃止する起終点
（旧）世田谷区桜新町二丁目31番2地先無番から31番12地先無番まで
（新）世田谷区桜新町二丁目31番10地先無番から31番12地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和元年12月16日

◎世田谷区告示第492号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。
この関係図面は、令和元年12月16日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年12月16日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
31-G049-01
- 2 指定する起終点
世田谷区桜新町二丁目31番2地先無番から31番5地先無番まで
- 3 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第493号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年12月16日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年12月16日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区等々力六丁目36番5地先無番から36番6地先無番まで
- 3 変更の区域
延長 15.79メートル
幅員 0.60メートル
面積 9.49平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月16日

◎世田谷区告示第494号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成

14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。
この関係図面は、令和元年12月16日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年12月16日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-G106-01
- 2 一部を廃止する起終点
（旧）世田谷区等々力六丁目36番6地先無番から36番7地先無番まで
（新）世田谷区等々力六丁目36番12地先無番から36番7地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和元年12月16日

◎世田谷区告示第495号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年12月16日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年12月16日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区松原三丁目952番9の内
- 3 変更の区域
延長 9.21メートル
幅員 0.55メートルから0.76メートルまで
面積 5.92平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月16日

◎世田谷区告示第496号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年12月16日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年12月16日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
11-D005-09
- 2 変更の区間
世田谷区代田六丁目1053番18の内
- 3 変更の区域
延長 7.18メートル
幅員 0.66メートルから0.70メートルまで
面積 4.89平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月16日

◎世田谷区告示第497号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次

のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年12月16日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年12月16日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-7
- 2 変更の区間
世田谷区船橋一丁目216番5
- 3 変更の区域
延長 11.84メートル
幅員 0.00メートルから0.06メートルまで
面積 0.37平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月16日

◎世田谷区告示第498号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年12月16日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年12月16日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代沢二丁目163番13の内から163番2の内まで
- 3 変更の区域
延長 5.97メートル
幅員 0.13メートルから0.18メートルまで
面積 0.93平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月16日

◎世田谷区告示第499号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年12月16日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年12月16日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区宮坂二丁目2140番13から2140番9の内まで
- 3 変更の区域
延長 23.19メートル
幅員 0.18メートル
面積 4.19平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月16日

◎世田谷区告示第500号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

◎世田谷区告示第494号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成

◎世田谷区告示第497号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次

◎世田谷区告示第500号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和元年12月17日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
34-G039
- 2 一部を廃止する起終点
(旧) 世田谷区玉堤一丁目2687番1地先無番から2686番12地先無番まで
(新) 世田谷区玉堤一丁目2687番1地先無番から2687番2地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和元年12月17日

◎世田谷区告示第501号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月17日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区千歳台二丁目753番8から752番6まで
- 3 変更の区域
延長 34.01メートル
幅員 0.95メートルから1.00メートルまで
面積 34.08平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月17日

◎世田谷区告示第502号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和元年12月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
株式会社アップルウェルフェア
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区南島山六丁目4番18号カルスハイツ3階
- 3 事業者の名称
株式会社アップルウェルフェア
- 4 廃止届受理年月日
令和元年11月28日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第503号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月18日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
58-1
- 2 変更の区間
世田谷区下馬三丁目48番36地先無番
- 3 変更の区域
延長 4.49メートル
幅員 1.83メートル
面積 8.22平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月18日

◎世田谷区告示第504号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和元年12月18日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
13-G087-01
- 2 廃止する起終点
世田谷区下馬三丁目48番36地先無番
- 3 廃止の期日
令和元年12月18日

◎世田谷区告示第505号

世田谷区公契約の労働報酬下限額について

世田谷区公契約条例(平成26年9月世田谷区条例第27号)第4条第3項第1号の規定に基づき、予定価格が世田谷区公契約条例施行規則(平成26年9月世田谷区規則第67号)第5条第1項に定める額以上の公契約において事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額(以下「労働報酬下限額」という。)を次のように定める。

令和元年12月18日

世田谷区長 保坂展人

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
1	特殊作業員	2,572円
2	普通作業員	2,242円
3	軽作業員	1,605円
4	造園工	2,253円
5	法面工	2,848円
6	とび工	2,869円
7	石工	2,901円
8	ブロック工	2,689円
9	電工	2,710円
10	鉄筋工	2,890円
11	鉄骨工	2,699円
12	塗装工	2,965円
13	溶接工	3,177円

14	運転手(特殊)	2,529円
15	運転手(一般)	2,094円
16	潜かん工	3,156円
17	潜かん世話役	3,730円
18	さく岩工	3,145円
19	トンネル特殊工	3,092円
20	トンネル作業員	2,550円
21	トンネル世話役	3,432円
22	橋りょう特殊工	3,156円
23	橋りょう塗装工	3,273円
24	橋りょう世話役	3,613円
25	土木一般世話役	2,614円
26	高級船員	3,092円
27	普通船員	2,444円
28	潜水士	4,304円
29	潜水連絡員	2,965円
30	潜水送気員	2,944円
31	山林砂防工	2,859円
32	軌道工	4,739円
33	型わく工	2,731円
34	大工	2,689円
35	左官	2,901円
36	配管工	2,434円
37	はつり工	2,635円
38	防水工	3,145円
39	板金工	2,922円
40	タイル工	-
41	サッシ工	2,689円
42	屋根ふき工	-
43	内装工	2,901円
44	ガラス工	2,614円
45	建具工	-
46	ダクト工	2,370円
47	保温工	2,402円
48	建築ブロック工	-
49	設備機械工	2,444円
50	交通誘導員A	1,615円
51	交通誘導員B	1,403円
52	上記以外の職種	1,130円

備考

- 1 第1号から第51号までに掲げる職種の意義は、国土交通省が示す公共工事設計労務単価における51職種の技能労働者の定義の例による。
- 2 第1号から第51号までの規定にかかわらず、次の各号に該当する労働者は、当該各号に定める労働報酬下限額を適用する。
(1) 事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者 1,322円

世田谷区公報

(2) 工事の請負に係る契約以外の契約(指定管理者の業務に係る協定を含む。)の業務に従事する労働者 第52号に掲げる額

3 「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため、「-」で表示する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日以後に締結する公契約(この告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)について適用する。

◎世田谷区告示第506号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区深沢四丁目23番5地先無番
- 3 変更の区域
延長 12.46メートル
幅員 1.60メートル
面積 20.00平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月19日

◎世田谷区告示第507号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和元年12月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
34-G105
- 2 一部を廃止する起終点
(旧) 世田谷区深沢四丁目23番82地先無番から23番57地先無番まで
(新) 世田谷区深沢四丁目23番73地先無番から23番57地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和元年12月19日

◎世田谷区告示第508号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和元年12月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
34-G105-01
- 2 指定する起終点
世田谷区深沢四丁目23番82地先無番
- 3 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第509号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区松原一丁目116番1の内
- 3 変更の区域
延長 10.16メートル
幅員 0.25メートル
面積 2.59平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月19日

◎世田谷区告示第510号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和元年12月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
45-31
- 2 変更の区間
世田谷区八幡山三丁目202番26
- 3 変更の区域
延長 15.59メートル
幅員 1.18メートル
面積 18.35平方メートル

◎世田谷区告示第511号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和元年12月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区玉川三丁目168番11
- 3 変更の区域
延長 18.25メートル
幅員 1.00メートルから
1.03メートルまで
面積 17.80平方メートル

◎世田谷区告示第512号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区喜多見九丁目2084番2
- 3 変更の区域
延長 64.31メートル
幅員 0.49メートルから
0.99メートルまで
面積 52.96平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月19日

◎世田谷区告示第513号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
49-33
- 2 変更の区間
世田谷区代沢二丁目25番20
- 3 変更の区域
延長 36.31メートル
幅員 0.04メートルから
0.05メートルまで
面積 1.93平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月19日

◎世田谷区告示第514号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
44-27
- 2 変更の区間
世田谷区上祖師谷二丁目291番6
- 3 変更の区域
延長 13.87メートル
幅員 0.99メートル
面積 13.85平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月19日

◎世田谷区告示第515号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区

域を次のように変更する。
この関係図面は、令和元年12月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年12月19日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 変更の区間
世田谷区大蔵一丁目258番70地先無番
- 3 変更の区域
延長 8.01メートル
幅員 0.17メートル
面積 1.39平方メートル

◎世田谷区告示第516号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年12月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年12月19日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
13-D484-07
- 2 変更の区間
世田谷区野沢二丁目92番3の内
- 3 変更の区域
延長 10.80メートル
幅員 0.59メートルから0.65メートルまで
面積 6.76平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月19日

◎世田谷区告示第517号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年12月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年12月19日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
11-D007-06
- 2 変更の区間
世田谷区大原一丁目1171番33の内から1171番32の内まで
- 3 変更の区域
延長 4.65メートル
幅員 0.63メートル
面積 2.95平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月19日

◎世田谷区告示第518号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年12月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理

課において一般の縦覧に供する。
令和元年12月19日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-1
- 2 変更の区間
世田谷区東玉川一丁目1番3の内
- 3 変更の区域
延長 12.67メートル
幅員 0.29メートルから0.43メートルまで
面積 5.00平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月19日

◎世田谷区告示第519号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年12月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年12月20日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
43-D021-04
- 2 変更の区間
世田谷区祖師谷一丁目117番5の内から117番3の内まで
- 3 変更の区域
延長 8.31メートル
幅員 0.18メートルから0.20メートルまで
面積 1.59平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月20日

◎世田谷区告示第520号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年12月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年12月20日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区祖師谷六丁目713番3の内
- 3 変更の区域
延長 2.07メートル
幅員 0.16メートルから0.24メートルまで
面積 0.41平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月20日

◎世田谷区告示第521号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年12月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理

課において一般の縦覧に供する。
令和元年12月20日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
58-1
- 2 変更の区間
世田谷区瀬田五丁目235番8の内
- 3 変更の区域
面積 1.16平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月20日

◎世田谷区告示第522号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年12月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年12月20日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
45-D501-04
- 2 変更の区間
世田谷区瀬田五丁目234番2の内から235番8の内まで
- 3 変更の区域
延長 18.52メートル
幅員 0.07メートルから0.12メートルまで
面積 1.97平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月20日

◎世田谷区告示第523号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年12月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年12月20日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区喜多見三丁目4244番3の内
- 3 変更の区域
延長 11.19メートル
幅員 0.15メートルから0.19メートルまで
面積 1.82平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月20日

◎世田谷区告示第524号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年12月23日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年12月23日
世田谷区長 保坂展人

令和元年12月23日

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区大原一丁目1124番166の内から1124番50の内まで
- 3 変更の区域
延長 15.44メートル
幅員 0.63メートルから
0.64メートルまで
面積 9.80平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月23日

◎世田谷区告示第525号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年12月23日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区船橋二丁目70番1の内
(2) 世田谷区船橋二丁目70番1の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 18.22メートル
幅員 0.47メートルから
0.57メートルまで
面積 9.89平方メートル
(2) 延長 9.73メートル
幅員 0.46メートルから
0.47メートルまで
面積 4.58平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月23日

◎世田谷区告示第526号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和元年12月23日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第527号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年12月23日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区奥沢一丁目94番9の内
- 3 変更の区域
延長 7.59メートル
幅員 0.18メートルから
0.21メートルまで

- 面積 1.50平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月23日

◎世田谷区告示第528号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月23日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区豪徳寺一丁目2031番40の内
- 3 変更の区域
延長 25.45メートル
幅員 0.63メートルから
0.91メートルまで
面積 17.27平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月23日

◎世田谷区告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月23日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区桜丘五丁目2877番12の内
- 3 変更の区域
延長 12.79メートル
幅員 0.66メートルから
0.72メートルまで
面積 8.90平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月23日

◎世田谷区告示第530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月23日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代沢五丁目1146番15から1146番14まで
- 3 変更の区域
延長 7.26メートル
幅員 0.18メートル
面積 1.35平方メートル
- 4 供用開始の期日

◎世田谷区告示第531号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月24日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
23-G064
- 2 変更の区間
世田谷区桜丘一丁目2610番18
- 3 変更の区域
延長 13.61メートル
幅員 1.08メートル
面積 14.57平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月24日

◎世田谷区告示第532号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月24日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区松原三丁目834番49から834番46の内まで
- 3 変更の区域
延長 20.43メートル
幅員 0.99メートルから
1.45メートルまで
面積 22.75平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月24日

◎世田谷区告示第533号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月24日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
23-G064
- 2 変更の区間
世田谷区桜丘一丁目2609番37の内
- 3 変更の区域
延長 9.96メートル
幅員 1.08メートルから
1.09メートルまで
面積 11.07平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月24日

◎世田谷区告示第534号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月24日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区下馬六丁目50番11の内
- 3 変更の区域
延長 11.39メートル
幅員 0.21メートルから
0.22メートルまで
面積 2.50平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月24日

◎世田谷区告示第535号

世田谷区住居表示に関する条例（昭和38年10月世田谷区条例第24号）第2条の規定により、東京都世田谷区代田二丁目の一部について、令和元年12月25日から、別図(-)に示す街区の区域及び街区符号を別図(□)に示すとおり変更する。

令和元年12月25日

世田谷区長 保坂展人

別図省略

◎世田谷区告示第536号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月25日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
31-14
- 2 変更の区間
世田谷区経堂三丁目444番7の内
- 3 変更の区域
延長 15.82メートル
幅員 0.20メートル
面積 3.23平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月25日

◎世田谷区告示第537号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月25日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
23-G155
- 2 変更の区間

世田谷区経堂三丁目444番7の内

- 3 変更の区域
延長 0.34メートル
幅員 0.24メートル
面積 0.02平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月25日

◎世田谷区告示第538号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月25日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
12-G044
- 2 変更の区間
世田谷区太子堂二丁目345番26から345番27まで
- 3 変更の区域
延長 13.24メートル
幅員 0.97メートルから
1.64メートルまで
面積 16.58平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月25日

◎世田谷区告示第539号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第3項の規定による変更の届出があったので、世田谷区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年3月世田谷区規則第25号）第8条第1項の規定により告示する。

令和元年12月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称
特定非営利活動法人やすらぎステイズ
- 2 主たる事務所の所在地
(変更前) 東京都世田谷区若林三丁目17番12号
(変更後) 東京都世田谷区豪徳寺一丁目50番16号
- 3 事業所の名称
ソレイユ相談支援センター
- 4 事業所の所在地
(変更前) 東京都世田谷区若林三丁目17番12号
(変更後) 東京都世田谷区豪徳寺一丁目50番16号
- 5 事業所番号
1331203867
- 6 事業の種類
特定相談支援事業
- 7 事業の主たる対象者
身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等患者
- 8 変更の年月日
令和元年9月1日

◎世田谷区告示第540号

令和元年10月18日になされた住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定に基づく転入届は、事実に基づかない届出であることが判明したため、この届出による住民票の記載を取り消す。

なお、これに基づく次の住民票の写しは、これを無効とする。

令和元年12月25日

世田谷区長 保坂展人

住民票の写し

- 1 住所及び氏名
住所 東京都世田谷区弦巻五丁目14番26-104号
氏名 SAHIN ALI
- 2 交付年月日
令和元年10月18日に交付されたもの

◎世田谷区告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区三軒茶屋一丁目323番4の内
- 3 変更の区域
延長 6.99メートル
幅員 0.21メートルから
0.27メートルまで
面積 1.66平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月26日

◎世田谷区告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区梅丘一丁目1447番18の内
- 3 変更の区域
延長 16.55メートル
幅員 0.63メートル
面積 10.52平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月26日

◎世田谷区告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次

のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年12月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区船橋一丁目184番9の内
- 3 変更の区域
延長 8.51メートル
幅員 0.35メートルから
0.42メートルまで
面積 3.30平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月26日

◎世田谷区告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年12月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区船橋一丁目159番9
- 3 変更の区域
延長 14.48メートル
幅員 0.14メートルから
0.31メートルまで
面積 3.78平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年12月26日

◎世田谷区告示第545号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和元年12月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
ステップぱーとなー銀座
- 2 事業所の所在地
東京都中央区銀座四丁目13番11号松竹倶楽部ビル5階
- 3 事業者の名称
ゴールドアイ・コンサルティング株式会社
- 4 指定年月日
令和元年12月1日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

公 告

◎世田谷区公告第44号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年12月10日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区喜多見七丁目3307番2 3307番27	東京都渋谷区初台一丁目47番1号 小田急不動産株式会社 代表取締役 金子一郎

◎世田谷区公告第45号

公開による意見の聴取の開催について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第3項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第15項の規定に基づき次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

利害関係のある方は、この公聴会において意見を述べることができます。なお、意見のある方で、当日に出席できない方は、公聴会前日までに都市整備政策部建築調整課へ意見の要旨を提出してください。

令和元年12月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 公聴会を行う日時
令和元年12月19日（木曜日）午前10時から
- 2 公聴会を行う場所
東京都世田谷区若林五丁目27番18号
世田谷区立若林小学校多目的ルーム
- 3 公聴会を行う理由
別紙の建築許可をするため
別紙省略

◎世田谷区公告第46号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年12月12日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区喜多見九丁目1553番1 1553番20 1557番2 1557番6 1559番1 1559番2 1559番3	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 野村不動産株式会社 代表取締役 宮嶋誠一

◎世田谷区公告第47号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により認定した建築物について、同条第8項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり公告するとともに、当該区域等を表示した図書を公衆

の縦覧に供する。

令和元年12月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定年月日及び認定番号
令和元年7月23日付第R01認定0008号
- 2 一団地の区域（地名地番）
世田谷区八幡山三丁目50番1の一部、147番3、5、20の一部、22、25、217番2及び224番1の一部並びに粕谷二丁目7番6、7、8及び39番4
- 3 建築物の名称
（仮称）都営八幡山三丁目第2団地
- 4 縦覧場所
東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区都市整備政策部内

◎世田谷区公告第48号

東京都収用委員会から、土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条第1項の規定による裁決の申請があった旨の通知を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 起業者の名称
東京都
- 2 事件名
令和元年第7号
東京都市計画道路事業補助線街路第26号線のための土地収用事件
- 3 収用しようとする土地の所在、地番及び地目
東京都世田谷区三宿二丁目191番2 宅地

◎世田谷区公告第49号

建築協定の認可について
建築基準法（昭和25年法律第201号）第74条第2項の規定により準用する同法第73条第1項の規定に基づき、次のとおり建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告する。

なお、この建築協定の協定書は、世田谷区世田谷総合支所街づくり課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称
世田谷区桜丘2丁目街づくりの会建築協定
- 2 目的
建築物の敷地、位置、構造、形態及び意匠に関する基準を定め、住みやすい住環境の保全及び向上を図ることによって、地域住民が将来ともに生き生きと暮らし続けられる環境づくりをめざすことを目的とする。
- 3 建築協定区域（地名地番）
（変更前）東京都世田谷区桜丘二丁目2936番3及び12、2937番1、6、10、11、15、20、21、26、27及

<p>び28並びに2941番10及び13 (変更後) 東京都世田谷区桜丘二丁目2936番3及び12、2937番1、6、10、11、15、20、26、27及び28並びに2941番10及び13 4 建築協定区域隣接地の区域(地名地番) 東京都世田谷区桜丘二丁目2937番7、19、23及び24、2938番1並びに2941番3、4、7及び8</p>	<p>5 協定事項 建築物の敷地、位置、構造、形態及び意匠に関する基準 6 有効期間 認可の公告(建築協定の認可について(平成29年11月17日世田谷区公告第102号))のあった日から5年間とする。ただし、有効期間満了の日の前に、協定区域内の土地所有者等から廃止の申し出がない場合は当該期間満了の日の翌日から起算して更に5年間、1回に限り、同一条件に</p>	<p>より更新される。 ◎世田谷区公告第50号 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例(平成30年10月世田谷区条例第61号)第25条第4項の規定により、世田谷区立保健医療福祉総合プラザの指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。 令和元年12月25日 世田谷区長 保坂展人</p>
---	---	---

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立保健医療福祉総合プラザ	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

<p>◎世田谷区公告第51号 世田谷区立区民会館条例(昭和56年12月世田谷区条例第48号)第7条第4項の規定</p>	<p>により、世田谷区立区民会館の指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。</p>	<p>令和元年12月26日 世田谷区長 保坂展人</p>
---	---	----------------------------------

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立玉川区民会館	株式会社世田谷サービス公社	東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号	令和2年7月1日から令和7年3月31日まで

<p>◎世田谷区公告第52号 建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第1項の規定により認定した建築物について、同条第8項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり公告するとともに、当該区域等を表示した図書を公衆の縦覧に供する。 令和元年12月27日 世田谷区長 保坂展人 1 認定年月日及び認定番号 令和元年11月20日付第R01認定0024号 2 一団地の区域(地名地番) 世田谷区瀬田2丁目866番1、2、3、4及び5 3 建築物の名称 (仮称)瀬田二丁目計画新築工事 4 縦覧場所 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区都市整備政策部内</p>	<p>幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 世田谷区教育委員会規則第21号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 世田谷区教育委員会規則第22号 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>3 委員会が学校運営上必要と認めたこと。</p>				
<p>規 則 (教) 次に掲げる規則を公布する。 令和元年12月13日 世田谷区教育委員会 世田谷区教育委員会規則第18号 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則 世田谷区教育委員会規則第19号 世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則の一部を改正する規則 世田谷区教育委員会規則第20号</p>	<p>世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則(令和元年10月世田谷区教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。 別表第1に次のように加える。</p> <table border="1"> <tr> <td>学校警備嘱託員</td> <td>1 学校内外の警備業務(防犯、防火等の業務をいう。)に関すること。 2 学校開放時における施設管理、手続事務等に関すること。 3 委員会が学校運営上必要と認めたこと。</td> </tr> <tr> <td>学校業務嘱託員</td> <td>1 登下校、学校行事等における学童の交通安全誘導に関すること。 2 学校施設の維持管理その他学校運営に係る軽作業に関すること。</td> </tr> </table>	学校警備嘱託員	1 学校内外の警備業務(防犯、防火等の業務をいう。)に関すること。 2 学校開放時における施設管理、手続事務等に関すること。 3 委員会が学校運営上必要と認めたこと。	学校業務嘱託員	1 登下校、学校行事等における学童の交通安全誘導に関すること。 2 学校施設の維持管理その他学校運営に係る軽作業に関すること。	<p>幼稚園業務嘱託員 1 区立の幼稚園における環境の整備その他の用務に関すること。 2 委員会が区立の幼稚園の運営上必要と認めたこと。</p> <p>教育支援スクールソーシャルワーカー 1 区立の幼稚園及び小・中学校(以下この項において「区立学校」という。)における深刻な問題、苦情等への早期対応を図るための区立学校及び関係機関との連携及び調整に関すること。 2 区立学校における児童及び生徒の健全育成に係る支援体制の構築及び調整に関すること。 3 健全育成に係る課題を抱える区立学校の児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 4 区立学校の教職員、保護者等への児童及び生徒の健全育成に係る支援、相談及び情報の提供に関する</p>
学校警備嘱託員	1 学校内外の警備業務(防犯、防火等の業務をいう。)に関すること。 2 学校開放時における施設管理、手続事務等に関すること。 3 委員会が学校運営上必要と認めたこと。					
学校業務嘱託員	1 登下校、学校行事等における学童の交通安全誘導に関すること。 2 学校施設の維持管理その他学校運営に係る軽作業に関すること。					

<p>学芸研究員</p>	<p>こと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 文化財の保存及び活用に係る調査、研究及び普及啓発並びにこれらの指導及び助言に関すること。 文化財に関する資料の収集及び整理に関すること。 郷土資料館の資料に係る調査及び研究並びにこれらの指導及び助言に関すること。 郷土資料館の資料の収集、整理、保管及び展示に関すること。 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めたこと。 		<p>24年法律第207号。以下この項において「法」という。)第9条の5に規定する社会教育主事の講習の修了証書を有する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 法第9条の4第3号に規定する社会教育に関する科目の単位を修得した者 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する教諭の普通免許状を有する者で、教育に関係のある職にあったもの 法第9条の4第1号ロに規定する職にあった期間又は同号ハに規定する業務に従事した期間を通算した期間が3年以上ある者 前各号に掲げる者のほか、社会教育に関する知識及び経験を有すると認められる者 	<p>「次項第4号」に改め、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。</p> <p>第10条第1項第2号、第11条及び第12条第1項第2号中「、若しくは失職し」を削る。</p> <p>附則 この規則は、令和元年12月14日から施行する。</p>																																																															
<p>社会教育指導員</p>	<p>社会教育主事を補助し、社会教育の振興を図るために必要な事項の指導及び助言に関すること。</p>			<p>幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1項第1号中「次項第5号」を「次項第4号」に改め、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。</p> <p>第9条の2第1項第2号、第10条第1項第2号、第11条及び第12条第1項第2号中「、若しくは失職し」を削る。</p> <p>附則中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とする。</p> <p>附則 この規則は、令和元年12月14日から施行する。ただし、附則中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とする改正規定は、公布の日から施行する。</p>																																																															
<p>別表第2に次のように加える。</p>																																																																			
<p>学校警備嘱託員</p>	<p>別表第1に掲げる学校警備嘱託員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者</p>		<p>附則 この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第3を次のように改める。 別表第3(第6条関係) 昇格時対応号給表</p>																																																															
<p>学校業務嘱託員</p>	<p>別表第1に掲げる学校業務嘱託員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者</p>		<p>世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則の一部を改正する規則 世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則(平成2年3月世田谷区教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="3">昇格後の号給</th> </tr> <tr> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>5</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>6</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>7</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>8</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>9</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>10</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>11</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>12</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>13</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>14</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr> </tbody> </table>	昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			2級	3級	4級	1	1	1	1	2	1	1	1	3	1	1	1	4	1	1	1	5	1	1	1	6	1	1	1	7	1	1	1	8	1	1	1	9	1	1	1	10	1	1	1	11	1	1	1	12	1	1	1	13	1	1	1	14	1	1	2
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給																																																																		
	2級	3級	4級																																																																
1	1	1	1																																																																
2	1	1	1																																																																
3	1	1	1																																																																
4	1	1	1																																																																
5	1	1	1																																																																
6	1	1	1																																																																
7	1	1	1																																																																
8	1	1	1																																																																
9	1	1	1																																																																
10	1	1	1																																																																
11	1	1	1																																																																
12	1	1	1																																																																
13	1	1	1																																																																
14	1	1	2																																																																
<p>幼稚園業務嘱託員</p>	<p>別表第1に掲げる幼稚園業務嘱託員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者</p>		<p>第1条第1項中「(昭和25年法律第261号)」の次に「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び」を加える。</p> <p>第3条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「、その他の団体を結成し又は」を「その他の団体を結成し、又は」に改め、同号を同条第3号とする。</p> <p>第8条中「教育長」を「世田谷区教育委員会教育長」に改める。</p>																																																																
<p>教育支援スクールソーシャルワーカー</p>	<p>別表第1に掲げる教育支援スクールソーシャルワーカーの職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者</p>		<p>附則 この規則は、令和元年12月14日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 第8条の改正規定 公布の日 第1条第1項の改正規定 令和2年4月1日 																																																																
<p>学芸研究員</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 博物館法(昭和26年法律第285号)第5条第1項各号に掲げる者 大学院修士課程修了者のうち、委員会が指定した科目を専攻しているもの 																																																																		
<p>社会教育指導員</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 社会教育法(昭和 		<p>幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1項第1号中「次項第5号」を</p>																																																																

世田谷区公報

令和2年1月20日（第706号）

15	1	1	3	66	26	45	49	117	69	85	
16	1	1	4	67	27	46	50	118	69	85	
17	1	1	5	68	28	46	50	119	70	86	
18	1	2	6	69	29	47	51	120	70	86	
19	1	3	7	70	30	47	51	121	71	87	
20	1	4	8	71	31	48	52	122	71	87	
21	1	5	9	72	32	48	52	123	72	88	
22	1	6	10	73	33	49	53	124	72	88	
23	1	7	11	74	34	50	54	125	73	89	
24	1	8	12	75	35	51	55	126	73	90	
25	1	9	13	76	36	52	56	127	73	91	
26	1	10	14	77	37	53	57	128	74	92	
27	1	11	15	78	38	54	58	129	74	93	
28	1	12	16	79	39	55	59	130	74		
29	1	13	17	80	40	56	60	131	75		
30	1	14	18	81	41	57	61	132	75		
31	1	15	19	82	42	57	62	133	75		
32	1	16	20	83	43	58	63	134	76		
33	1	17	21	84	44	58	64	135	76		
34	1	18	22	85	45	59	65	136	76		
35	1	19	23	86	46	59	65	137	77		
36	1	20	24	87	47	60	66	138	77		
37	1	21	25	88	48	60	66	139	78		
38	1	22	26	89	49	61	67	140	78		
39	1	23	27	90	50	62	67	141	79		
40	1	24	28	91	51	63	68	142	79		
41	1	25	29	92	52	64	68	143	80		
42	2	26	30	93	53	65	69	144	80		
43	3	27	31	94	54	65	70	145	81		
44	4	28	32	95	55	66	71	146	81		
45	5	29	33	96	56	66	72	147	82		
46	6	30	34	97	57	67	73	148	82		
47	7	31	35	98	58	67	74	149	83		
48	8	32	36	99	59	68	75	150	83		
49	9	33	37	100	60	68	76	151	84		
50	10	34	38	101	61	69	77	152	84		
51	11	35	39	102	61	70	78	153	85		
52	12	36	40	103	62	71	79	154	86		
53	13	37	41	104	62	72	80	155	87		
54	14	37	41	105	63	73	81	156	88		
55	15	38	42	106	63	74	82	157	89		
56	16	38	42	107	64	75	83	158	89		
57	17	39	43	108	64	76	84	159	90		
58	18	39	43	109	65	77	85	160	90		
59	19	40	44	110	65	78	85	161	91		
60	20	40	44	111	66	79	86	162	91		
61	21	41	45	112	66	80	86	163	92		
62	22	42	46	113	67	81	87	164	92		
63	23	43	47	114	67	82		165	93		
64	24	44	48	115	68	83		166	94		
65	25	45	49	116	68	84		167	95		

168	96				
169	97				
<p>附 則 この規則、令和2年1月1日から施行する。</p> <p>次に掲げる規則を公布する。 令和元年12月27日 世田谷区教育委員会</p> <p>世田谷区教育委員会規則第23号 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区教育委員会規則第24号 世田谷区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する規則</p> <p>世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則(令和元年10月世田谷区教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1学校警備嘱託員の項中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同表教育支援スクールソーシャルワーカーの項中「児童」を「幼児、児童」に改め、同表に次のように加える。</p>					
学校給食栄養管理補助員	栄養教諭又は学校栄養職員の補助に関する事。				
学校給食事務補助員	学校給食の実施に伴う事務補助に関する事。				
非常勤講師	区立の幼稚園及び小・中学校における幼児、児童及び生徒の授業等の指導に関する事。				
学校警備補助員	1 学校内外の警備業務の補助に関する事。 2 学校開放時における施設管理、手続事務等の補助に関する事。 3 委員会が学校運営上必要と認めたこと。				
学校業務補助員	1 登下校、学校行事等における児童の交通安全誘導の補助に関する事。 2 学校施設の維持管理その他学校運営に係る軽作業の補助に関する事。 3 委員会が学校運営上必要と認めたこと。				
幼稚園業務補助員	1 区立の幼稚園における環境の整備その他の用務の補助に関する事。 2 委員会が区立の幼				
		稚園の運営上必要と認めたこと。			
学校事務アシスタント	1 区立の小・中学校に関する事務のうち、文書、財務、給与等に係るものの補助を行うこと。 2 委員会が学校運営上必要と認めたこと。				
教育相談専門指導員	1 教育相談全般に係る専門的見地からの指導及び助言並びに調査及び研究に関する事。 2 区立の幼稚園及び小・中学校における特別支援教育への支援に関する事。				
主任教育相談員	1 教育相談室の運営及び心理教育相談員への援助に関する事。 2 幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関する事。 3 区立の幼稚園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関する事。 4 家に閉じこもりの状態にある児童及び生徒並びにその保護者への援助をするメンタルフレンドの指導及び監督に関する事。 5 区立の幼稚園及び小・中学校における特別支援教育への支援に関する事。				
スクールソーシャルワーカー	1 区立の幼稚園及び小・中学校(以下この項において「区立学校」という。)における幼児、児童及び生徒の健全育成のための関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整に関する事。 2 区立学校における幼児、児童及び生徒の健全育成に係る支援体制の構築及び調整に関する事。 3 健全育成に係る課題を抱える区立学校の幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関する事。 4 区立学校の教職員、保護者等への幼児、児童及び生徒の健全育成に係る支援、相				
				談及び情報の提供に関する事。 5 家に閉じこもりの状態にある児童及び生徒並びにその保護者への援助をするメンタルフレンドの指導及び監督に関する事。	
			ほっとスクール指導員	心理的理由等により不登校の状態にある児童及び生徒への指導及び援助に関する事。	
			自然教育指導員	自然体験学習の指導に関する事。	
			幼稚園事務補助員	1 区立の幼稚園に係る事務の補助に関する事。 2 委員会が区立の幼稚園の運営上必要と認めたこと。	
			認定こども園事務補助員	1 区立の認定こども園に係る事務の補助に関する事。 2 委員会が区立の認定こども園の運営上必要と認めたこと。	
			幼稚園・認定こども園補助員(介助)	1 区立の幼稚園又は認定こども園における配慮を要する園児の介助等に関する事。 2 委員会が区立の幼稚園又は認定こども園の運営上必要と認めたこと。	
			認定こども園保育員	1 区立の認定こども園における保育業務に関する事。 2 委員会が区立の認定こども園の運営上必要と認めたこと。	
			認定こども園嘱託介助員	1 区立の認定こども園における配慮を要する園児の介助等に関する事。 2 区立の幼稚園又は認定こども園補助員(介助)の職務指導に関する事。 3 委員会が区立の認定こども園の運営上必要と認めたこと。	
			認定こども園保育支援員	1 区立の認定こども園における保育業務の補助に関する事。 2 区立の認定こども園における配慮を要する園児の介助等に関する事。 3 委員会が区立の認定こども園の運営上	

	必要と認めたこと。		教育相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者		者又はこれらと同等の資格等を有すると認められる者
幼稚園教育嘱託員	1 区立の幼稚園又は認定こども園における預かり保育に関すること。 2 区立の幼稚園又は認定こども園における教育課程に係る教育活動の補助に関すること。 3 委員会が区立の幼稚園又は認定こども園の運営上必要と認めたこと。	スクールソーシャルワーカー	別表第1に掲げるスクールソーシャルワーカーの職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	預かり保育補助員	教諭普通免許状若しくは保育士資格を有する者又はこれらと同等の資格等を有すると認められる者
預かり保育補助員	1 区立の幼稚園における預かり保育に関すること。 2 委員会が区立の幼稚園の運営上必要と認めたこと。	ほっとスクール指導員	別表第1に掲げるほっとスクール指導員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	附 則 この規則は、令和2年4月1日から施行する。	
世田谷区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する規則 (趣旨)					
別表第2 社会教育指導員の項中「普通免許状」の次に「(以下「教諭普通免許状」という。)」を加え、同表に次のように加える。					
学校給食栄養管理補助員	栄養士免許証を有する者	自然教育指導員	別表第1に掲げる自然教育指導員の職務を遂行するために必要な知識及び技能を有すると認められる者	第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員であって、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に規定する教育公務員(世田谷区立幼稚園、小学校及び中学校の講師に限る。)であるもの(以下「会計年度任用講師」という。)の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。 (職及び任用数)	
学校給食事務補助員	別表第1に掲げる学校給食事務補助員の職務を遂行するために必要な能力及び技能を有すると認められる者	幼稚園事務補助員	別表第1に掲げる幼稚園事務補助員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	第2条 会計年度任用講師の職及び任用数は、世田谷区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める。 (任用)	
非常勤講師	教諭普通免許状を有する者	認定こども園事務補助員	別表第1に掲げる認定こども園事務補助員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	第3条 会計年度任用講師は、教育公務員特例法第11条の規定に基づき、その職の職務遂行能力を有する者のうちから、選考により教育委員会が任用する。	
学校警備補助員	別表第1に掲げる学校警備補助員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者	幼稚園・認定こども園補助員(介助)	別表第1に掲げる幼稚園・認定こども園補助員(介助)の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	2 会計年度任用講師の任用の手続は、教育委員会が別に定める。	
学校業務補助員	別表第1に掲げる学校業務補助員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者	認定こども園保育員	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6各号のいずれかに該当し、保育士となる資格(以下「保育士資格」という。)を有する者	3 会計年度任用講師の選考の方法は、教育委員会が別に定める。	
幼稚園業務補助員	別表第1に掲げる幼稚園業務補助員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者	認定こども園嘱託介助員	教諭普通免許状若しくは保育士資格を有する者又は別表第1に掲げる認定こども園嘱託介助員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	4 選考は、公募によるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。 (1) 任用しようとする年度の前年度(以下「前年度」という。)に設置されていた職(以下この号において「当該職」という。)に任用されていた会計年度任用講師を当該職と同一の職務内容とする場合におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができると教育委員会が認める場合	
学校事務アシスタント	別表第1に掲げる学校事務アシスタントの職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者	認定こども園保育支援員	教諭普通免許状若しくは保育士資格を有する者又は別表第1に掲げる認定こども園保育支援員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	(2) 会計年度任用講師の職に必要とされる職務遂行能力及び公署の所在地がへき地である等の事情を考慮し、公募により難いと教育委員会が認める場合	
教育相談専門指導員	別表第1に掲げる教育相談専門指導員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	幼稚園教育嘱託員	教諭普通免許状若しくは保育士資格を有する者	5 前項第1号の規定による公募によらない任用は、次に掲げる要件を全て満たす者に限り認めるものとする。 (1) 前項第1号の規定による能力の実証の結果が良好であること。 (2) 業務の遂行に支障を及ぼすような健康上の問題がないこと。	
主任教育相談員	別表第1に掲げる主任			(3) 別表の左欄に掲げる欠勤等の事由に応じ、同表の中欄に掲げる欠勤等の日数及び回数を換算した同表の右欄に掲	

世田谷区公報

げる換算後の欠勤等の日数が、任期中に所定の勤務日数(時間額で報酬を定める会計年度任用講師にあっては、別に定める基準に規定する日数)の2分の1に達していないこと。ただし病気休暇及び病気休職をする者について、任期満了時においておおむね3月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降業務の遂行に支障がなく勤務することが可能であると教育委員会が認める場合は、この限りでない。

- (4) 前年度において法第29条及び職員の懲戒に関する条例(昭和26年12月世田谷区条例第25号)第2条に規定する処分を受けていないこと。
- (5) 任用しようとする年度の前々年度及び前年度に会計年度任用講師に任用されていた者にあっては、当該任用されていた期間における人事評価の結果が良好であること。

(任期)

第4条 会計年度任用講師の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で教育委員会が別に定める。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用講師の任用等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(準備行為)

2 第3条第1項の規定による任用、同条第2項の任用の手続、同条第3項の選考その他会計年度任用講師の任用に関し必要な行為については、施行日前においても、同条の規定の例によりすることができる。

(公募によらない任用の特例)

3 施行日の前日に非常勤の講師として任用されている者及びそれに準ずると教育委員会が認める者をその者の任用されている職と同一の職務内容と認められる職へと任用しようとする場合において、面接、その者の任用されている職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができると教育委員会が認めるときは、施行日に任用を行う場合に限り、公募によらずに選考を行うことができる。

別表(第3条関係)

欠勤等の事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
病気休暇	1日	1日
私事欠勤	1日	3日
無届欠勤	1日	4日
遅参早退	3回	1日
分限休職	1日	1日

訓 令 甲 (教)

◎世田谷区教育委員会訓令甲第5号

教育委員会事務局
世田谷区立幼稚園
世田谷区幼稚園教職員分限懲戒審査委員会
規程(令和元年8月世田谷区教育委員会訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

令和元年12月27日

世田谷区教育委員会

第3条の見出しを「(組織等)」に改め、同条第1項中「委員長及び委員」を「教育長、教育次長及び教育政策部長の職にある者並びに学識経験者1人」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 審査委員会に委員長を置き、教育長の職にある者をもって充てる。

第3条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第53号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。

令和元年12月2日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第54号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定における令和元年12月2日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。

令和元年12月2日

世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数	15,400
6分の1の数	128,330
40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	194,997

◎世田谷区選挙管理委員会告示第55号

選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項(第30条の12において準用する場合を含む。)の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和元年12月2日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第29回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和元年12月19日

世田谷区農業委員会会長

高橋昌規

- 1 開催日時 令和元年12月26日(木)
午後3時
- 2 開催場所 世田谷区役所第2庁舎第5委員会室
- 3 審議事項
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について